

栃木県ダンススポーツ連盟支部設置規程

平成30年5月13日制定

(目的)

第1条 この規程は、栃木県ダンススポーツ連盟規約（以下「規約」という。）第4条に基づき、本連盟の円滑な組織運営を図るため、支部を設置することを目的とする。

(支部管轄区域)

第2条 支部の管轄区域は、原則として2以上の市区町村を合わせた区域とし、別表に定めるとおりとする。

(支部運営規則)

第3条 支部は、当該支部の支部運営規則を定めなければならない。

2 前項に定める支部運営規則には、次の各号に定める事項を規定しなければならない。

- ① 支部の名称を栃木県ダンススポーツ連盟栃木〇〇支部とすること。
- ② 支部が管轄する市町村の区域を明示すること。
- ③ 事務所の所在地を明示すること。
- ④ 支部が行う事業の範囲を明示すること。
- ⑤ 支部役員に関する事項においては、支部役員の定数、選任及び解任の方法、職務、任期等を規定すること。
- ⑥ 支部の意志決定及び執行に関する事項においては、支部総会及び支部役員会の機能、構成、招集、議決の方法等を規定すること。
- ⑦ 会計に関する事項においては、必要な手続き規程を設けること。
- ⑧ 支部会費を徴収する場合は、明文の規定をおくこと。

(支部事業)

第4条 支部は、規約第6条に定める事業の範囲内で、当該支部の支部運営規則に定めた事業を行う。

(支部の会員資格)

第5条 支部の加盟団体は、当該支部の管轄区域内の、規約第7条に定める団体とする。

2 支部の会員は、規約第8条に定める個人とする。

(支部役員)

第6条 本規程第3条第2項第5号の規定のうち、支部の役員及び選出方法については、次の各項の定めるところによる。

2 支部に次の各号に定める支部役員を置く。

- ① 支部理事（うち支部長1名、副支部長若干名）
- ② 支部監事

3 前項に定める役員は、支部総会において規約第8条に定める会員の中から選出するものとする。

(支部の報告義務)

第7条 支部長は、毎事業年度の当初に、当該事業年度の事業計画及び予算並びに前年度の事業活動及び決算を理事会に報告しなければならない。また、当該年度の支部の規約、役員名簿、支部加盟団体名簿を併せて提出しなければならない。

2 前項に定めるものの他、支部長は、当初の事業計画又は予算に変更を来した場合、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(支部の監督等)

第8条 会長は、支部に対して、支部の円滑な運営に必要な勧告又は助言をすることができる。なお、この場合において、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 会長は、支部の運営が規約、本規程、その他の連盟の定めに違反すると認める場合においては、理事会の議決を経て、当該支部に対して是正のために必要な措置を命ずることができる。

(支部への助成)

第9条 本連盟は、支部に対し、理事会の承認を得て、予算の範囲内において助成金を交付できるものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。(平成31年度登録事務より)

別表（第2条）

栃木県ダンススポーツ連盟支部管轄区域一覧表

栃木中央支部	2 地域	1 市 1 町
宇都宮地域	宇都宮市	宇都宮市ダンススポーツ連盟
上三川地域	上三川町	上三川サークル連合
栃木西支部	4 地域	4 市
足利地域	足利市	足利市ダンススポーツ連盟
佐野地域	佐野市	佐野市ダンススポーツ連盟
日光地域	日光市	
鹿沼地域	鹿沼市	
栃木南支部	2 地域	3 市 2 町
小山地域	小山市	小山市ダンススポーツ連盟
栃木地域	栃木市	栃木サークル連合 下野市＋野木町＋壬生町
栃木北支部	2 地域	5 市 4 町
塩那地域	大田原市	大田原市＋那須塩原市＋矢板市＋那須町
塩那南地域	さくら市	さくら市＋那須烏山市＋塩谷町＋高根沢町＋那珂川町
栃木東支部	2 地域	1 市 4 町
真岡地域	真岡市	真岡市ダンススポーツ連盟
芳賀地域	市貝町	市貝町＋芳賀町＋茂木町＋益子町

1. サークルの所属支部は、その活動拠点を基準に定める。
2. 所属支部の変更は、年度当初のサークル登録時点を基準にする。
3. 支部の中を更に細分化した「地域」という考え方を取り入れる。